

日本獣医生命科学大学倫理綱領

《前 文》

日本獣医生命科学大学は、獣医学、生命科学に関する教育と研究を実践し、倫理を弁え、誠実に社会貢献に勤しむ専門職、研究者の育成を目的としている。

学是は《敬讓相和》、到達目標は《愛と科学の聖業を培う》、教育理念は《愛と科学の心を有する質の高い獣医師と専門職及び研究者の育成》である。

また、動物医療センターの理念は《病めるすべての動物のために、動物と飼育者の立場に立ち、高度先端の知識と技術をもって、最善の獣医療を提供し、同時に教育施設として良き獣医療人の育成に努める。》と定めている。教職員は、これら教育目的及び理念を真摯に受け止め、その達成には常に倫理を弁え、誠実な実践を不断の精神とする。

〔綱 領〕

1. 教職員は、学校法人日本医科大学並びに日本獣医生命科学大学の定める諸規定（程）等を遵守する。
2. 法人及び大学の名誉、信用を毀損する行為は、絶対に慎む。
3. 学生の人格を尊重し、学習を支援する。同時に安全の確保に努め、事故の処理、個人情報等の保全等は規則に従い、誠意を以って当たる。
4. 保護者（父母）、同窓生及び大学支援者等の接遇は誠実を旨とし、個人情報の保管は十分に配慮する。
5. 教職員間及び教職員と学生間においてはお互いの人格を尊重し、性・職・業・位等の間におけるハラスメントを防止して、明るい大学の環境醸成に努める。
6. 教育や研究活動等によって取得した資料又は情報等は厳重に保管し、不正利用及び提供は行わない。

7. 公的補助金、科学研究費等外部機関から受領した助成金等は、所定の手続きを経て使用し報告する。大学資産の使用に当たっては、常に公正に使用し、正確に申告する。
8. 著作権、特許権等の知的財産権を尊重し、法規に則って遺漏なく使用する。
9. 動物医療センターにおける動物の医療は、倫理的配慮のもとに最善の獣医療を提供する。
10. 倫理的課題の伴う教育・研究等については、関係法令及び指針等に従い、公序良俗に違反する行為は避ける。

付 記：

本綱領を実践するに当たり、申し合わせ事項を策定することができる。